

廃 第 7 5 8 号
平成 2 9 年 8 月 1 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。) 第 1 4 条の 3 の 2 の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので通知します。

記

- 1 (1) 被処分者
住 所 千葉県市川市本北方二丁目 5 番 1 4 号
名 称 株式会社日本住宅管理サービス
代 表 者 代表取締役 多田 淳
- (2) 許可内容
許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第 0 1 2 0 0 1 3 6 9 5 5 号
許可年月日 平成 2 4 年 8 月 2 8 日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)
- (3) 処分年月日 平成 2 9 年 8 月 1 日
- (4) 処分の内容 許可の取消し
- (5) 処分の理由

株式会社日本住宅管理サービスについては、同社の役員が平成 2 5 年 7 月 2 6 日に川越簡易裁判所において、刑法第 2 2 2 条 (脅迫) の罪により罰金 3 0 万円の判決の言渡しを受け、同年 8 月 1 0 日に刑が確定し、同日に刑の執行が終わった。

この事実により、同人は法第 1 4 条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ハに該当するため、同社は法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する法第 1 4 条第 5 項第 2 号ニ (法人で役員のうち同号イに該当する者のあるもの) に該当した。

2 (1) 被処分者
住 所 千葉県松戸市串崎南町242番地
名 称 株式会社日栄エンジニアリングサービス
代 表 者 代表取締役 長内 誠

(2) 許可内容
許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200082899号
許可年月日 平成29年3月30日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 平成29年8月1日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

株式会社日栄エンジニアリングサービスは、平成29年6月5日付けで東京地方裁判所において、破産手続開始の決定を受けた。

この事実により、法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イ）に該当した。

環境生活部廃棄物指導課 監視指導室指導班 越後谷 孝大 TEL 043-223-2684 FAX 043-221-5789
--